

2021.5.6

個人情報<利活用>の課題 デジタル関連法で何がかわるのか

山田健太(専修大学=言論法)
yamada.kenta@nifty.com
<http://presslaw.xsrv.jp/>

1

1

審議中のデジタル関連法案

- デジタル社会形成基本法案
- デジタル庁設置法案
- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案
- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案
- 貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案
- +
- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

2

2

束ね法案で一括審議

6法案・64本……含まれる法律は135!
個人情報保護法・条例の抜本改正も

衆議院

内閣委員会 5法案(一部修正) →4/6可決

総務委員会 1法案(一部修正) →4/16可決

参議院

内閣委員会 5法案 →4/14付託

総務委員会 1法案 →4/26付託

4月中旬成立見通しから、5月にずれ込む状況

3

3

デジタル・ガバメント閣僚会議

首相官邸のもとでの政策会議

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

(2020.12.25、閣議決定)

デジタル・ガバメント実行計画(同)

↑

データ戦略タスクフォース第1次取りまとめ(2020.12.21)

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ(2020.10.12~)

デジタル改革関連法案ワーキンググループ(2020.10.12~)

データ戦略タスクフォース(2020.10.12~)

4

4

法改正で変えようとしていること

IT国家基本戦略の見直し

横串で権限集中させるデジタル庁の設置

(個人情報保護委員会も、アクセルとブレーキの両役目)

個人情報保護法制度の全面改訂と一本化

国と地方の個人情報保護制度の標準化

マイナンバー制度の整備強化(マイナンバーカード義務化)



個人情報の国家集中管理の強化=監視社会化?

5

5

何が問題なのか
～ポイントごとに俯瞰する～

6

6

ポイント①～デジタル化の罠

バラ色社会の到来?!

- 財布にたくさんあるカードが1枚にまとまれば
- スマホですべて行政手続60秒でできれば

すなわち

情報の集約化=一元化(法を統一)と標準化(地方を国と一緒に)

確かに便利、でも、どこかで立ち止まる必要がある

なぜなら

僕ら市民のためではなく国や大企業のためだから

漏れたら甚大な被害を受けるのは市民、漏れなくても無駄な投資

7

7

ポイント②～利活用の危険性

もともと

個人情報保護法は、利活用のためのルール

そもそも日本の制度は

情報を持つ者を縛る制度

情報の「主体」である市民には権利なし

せめて

縛りを緩めるなら、権利を付与・強化しなくては

にもかかわらず

どんどんバランスが崩れてきている

8

8

情報(データ)利活用に伴う法制度の変遷

- 第1世代 旧・行政機関個人情報保護法(1988)
高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(2000)
- 第2世代 個人情報保護法、行政機関個人情報法、独立法人個人情報法(2003)
住基ネット1次稼働(2002)
- 第3世代 改正・個人情報保護法=ビッグデータ活用法(2015)、医療ビッグデータ法(2017)、スーパーシティ法=改正国家戦略特区法(2020)
マイナンバー本格稼働(2016)
- 第4世代 新・個人情報保護法=包括的個人情報利活用法・デジタル監視法(2021)
デジタル社会形成基本法(2021)、デジタル庁設置(2021)、
改正マイナンバー法=マイナカード義務化法(2021)

9

9

ポイント③～システムとして破綻?!

- 未完の利器なりつつある
膨大な情報、巨大なシステム
国策で進めるものは後戻りできない・止まらない体質
しかも
すでに情報漏洩は起きている
今後も間違いなく起きる、そのリスクを最小化することが必要
せめて
分散管理 再委託(下請け)の抑制
しかないにもかかわらず
集中管理 莫大なIT投融資 新規システム発注 際限なき委託

10

10

プライバシーの権利の発達過程

- 第1世代・19世紀 私生活秘匿権=放っておいてもらう権利
(1890年代～) 人格権派生の消極的権利
↓ イエロージャーナリズムへの対抗
- 第2世代・20世紀 自己情報コントロール権=自分で管理する権利
(1970年代～) 国家権力への対抗も想定した自己決定権
↓ コンピュータによる情報管理も視野
- 第3世代・21世紀 自己情報監視請求権
(2000年代～) =社会にシステム監視を求める権利
忘れさせる権利(消去権)
デザイン・コントロール? プライバシー信託?

11

11

ポイント④～見える化とチェック

- 前提はせめて
情報公開・文書管理の徹底
自己情報コントロール権の権利化(明文化)
監視制度の確立
にもかかわらず
アクセルとブレーキの両方担う?!
国に優しいチェック制度(公務員無謬性)
さらに
非識別はエクスキューズにならない

12

12



ポイント⑤～拡大する公安警察権限

これまでも

特定秘密保護法の隠れた主対象は捜査情報
ヤジ取り締まり 沖縄での抗議活動の徹底妨害

今回も同じ

機微情報の収集→国への吸い上げ→内閣情報調査室
市民監視の強化
デジタル庁による集約化
新・土地規制法による思想調査

★行政監視すべきが、行政に監視・管理される状況

ポイント⑥～全部載せてあり?!

マイナンバーカードに集約するとは

健康保険証も自動車免許証も図書館利用証も、これ1枚
収入(借金)、健康状態(服用薬)、前科前歴(車の違反)、
学業成績、介護・生活保護情報、土地売買の履歴
生体情報(顔認証・指紋)、思想信条(原発や基地への賛否)
現在予定されていることの一部
さらにこれらに民間情報も付加
しかも事実上の義務付け(持っていないと不利益)
すでに公務員・家族、カード一体化で一気に進む?

個人情報(プライバシー)の概念図



ポイント⑦～世論の2分化をさせない

- 世論がわかれた法改正は、そのまま突き進む傾向あり
国家安全保障法、特定秘密保護法、共謀罪法・
しかも束ね法案で強行突破
- 情報公開や個人情報保護法
市民の力で作ってきた法制度
地方自治の積み上げで作られた制度
- コロナ特措法改正、土地規制法(案)
私権制限に慣れっこになっている
政府を信頼すること全部お任せすることは違う

17

17

ポイント⑧～やってる感はあるけど

- 開き直りと誤魔化し
コロナ対応の無策を国民の努力不足にして
どさくさに紛れて利権の巣窟もいえるITバラマキ施策
- 得意の<やってる感>は十分
しかし裏では徹底した権利の剥奪(収奪)
個人情報保護制度は完全に骨抜きに
- 市民を馬鹿に市民社会を壊す法案
忘れてはいけない一連の法運用
日本学術会議 教科書検定(歴史上書き) 土地規制法 少年法

18

18

無制約無限定の私権制限

コロナ特措法(新型インフルエンザ等対策特別措置法)

コロナ特措法施行令 5条の5 八

厚生労働省告示182号(2021.4.23)

マンボウ=1条 緊急事態=2条

三 カラオケの使用の停止

(入場者等の歌唱その他の飛沫の飛散を伴う行為の用に供する設備、
機器又は装置の使用の停止)

四 入場をする者等に対する酒類の提供の停止

※衆議院内閣委員会2001.2.1(204国会内閣委2号)における
西村康稔経済再生担当大臣コロナ特措法担当の答弁との矛盾

19

19



プロフィール

『法とジャーナリズム
第4版』勁草書房
(6月刊行予定)

専修大学文学部
ジャーナリズム学科
教授

世田谷区情報公開・個人
情報保護審議会委員
日本ペンクラブ
専務理事、情報公開ク
リウドックハウス理事
放送批評懇談会理事
自由人権協会理事等

20